

播磨町電気自動車普及促進事業 特記仕様書 1

この仕様書は、播磨町（以下「町」という。）において令和5年度に委託する播磨町電気自動車普及促進事業に関する「電気自動車用普通充電器設置工事」の仕様について定めるものとする。

1. 案件名 「電気自動車用普通充電器設置工事」
2. 設置場所 播磨町役場第1庁舎駐車場及び第1庁舎公用車駐車場 ※別図1参照
(住所：播磨町東本荘1丁目5番30号)
3. 品名・数量
 - (1) 電気自動車用普通充電器（以下「充電器」という。）

第1庁舎駐車場	： 2台（6kw）※課金認証システム対応のもの
第1庁舎公用車駐車場	： 3台（3kw）
 - (2) 設置工事・電気工事 1式
基礎工事、充電器設置、電気配線工事、付帯工事、その他設置に係わる費用等を含む。
なお、別途以下の費用も見積に含めること。
 - ・現地までの充電器本体搬入運搬費
 - ・充電器の試運転立上検査費（電気自動車への充電確認、操作説明含む。）
4. 提出資料
 - (1) 作成図
契約後、機器の仕様に関する詳細資料（製作図）を提出し、調達前に町の承諾を得ること。
 - (2) 工場製品検査結果報告書
納入前に、工場製品検査の結果報告書を提出すること。
 - (3) 保守管理書類
機器の取扱い説明書及び日常保守管理基準、定期点検基準等を提出すること。
 - (4) 完成図書
納品完了時に、完成書類として完成図書（機器仕様書、工場製品検査結果報告書、現場試験成績書、取扱い説明書、保守点検基準、製品保証書、メンテナンス体制に関する資料）を紙面及び電子データ（PDFやCAD等）を記録した電子記録媒体（CD-R等）を各2部（正副1部ずつ）提出すること。

5. 充電器の仕様

(1) 概要

充電器1台とは、単相200V交流電力を直流電力に交換し、電気自動車用の電力・通信混合ケーブルを介し、車両からの指示に従い、車両内の電池に対し充電を行う装置並びに標準装備品であり、第1庁舎駐車場に設置する充電器は課金認証システムとの通信機器、通信ソフトも含むものとする。

第1庁舎駐車場用2台（課金認証システム対応のもの）は定格出力6kWスタンドタイプとし、第1庁舎公用車駐車場用3台は定格出力3kWの充電器とし、すべてスタンドタイプもしくはすべてコンセントタイプとする。

(2) 構造 ※ただし、スタンドタイプに限る。コンセントタイプの構造は任意とする。

ア 野外閉鎖自立型（チャンネルベースを含む。）とし、堅牢かつ防水・耐久性に優れた製品（保護等級IP54相当以上）とすること。

使用温度範囲は、-10℃から40℃とすること。

イ 充電器本体に施錠し、本体内部に容易に触れられない構造とすること。鍵は予備2本を付属すること。

ウ 充電用リードケーブル付き充電コネクタは、ケーブル長を5mから7mとし、容易な操作で脱着可能な形であること。

(3) 基本仕様 ※ただし、スタンドタイプに限る。コンセントタイプの基本仕様は任意とする。

ア 定格入力：単相 AC200V、60Hz

イ 定格出力：6kW 及び 3kW程度

ウ 連続定格電流：AC30A 及び AC16A程度

エ 充電コネクタ：IEC62196-2 準拠、PSE対応

オ 基本機能：JARIA 0101:2014 0201:2014 適合

カ 騒音は、機器中心から1m、地上1mの位置において、65dB以下であること。

キ 充電器の入出力回路には、開閉機能（もしくはヒューズ）、漏電遮断器機能、異常を検知した場合は直ちに回路遮断を行い、適正かつ安全な充電が行われるための制御機能を有すること。

ク 操作部分には、充電開始ボタン、停止ボタン、非常停止ボタン等を具備し、取り扱いがしやすい表示を行うこと。

ケ 充電器及び電気工事・材料は以下の規格に準拠していること。

- ・電気設備技術基準
- ・日本産業規格（JIS）

- ・電気規格調査会規格（J E C）
- ・日本電機工業会規格（J E M）

(4) 通信・認証仕様

- ア 通信・認証を行う機器（I Cカードリーダー、通信モジュール等）を充電器本体に有すること。
- イ 充電器設置場所でソフトウェアの更新が可能であること。
- ウ 充電器は、充電器及び通信・認証システム間の接続テスト、システムテスト、市販されている電気自動車を用いた充電テストを実施していること。

(5) 設置について

- 設置完了後、機器の調整、試運転、操作の説明等必要な技術指導を町職員に実施すること。機器の調整では、出力を制限しないこと。

(6) 付帯設備（第1庁舎駐車場用のみ）

ア 屋根

設置条件（直射日光、積雪、雨天時の利便性、液晶パネルの保護等）を勘案して、充電設備に屋根を設けること。コスト低減の観点から、既製品（駐車、駐輪用途等の製品）の転用が望ましい。屋根の高さ、大きさは、設置状況やユーザの利便性、メンテナンス性を考慮した上で選定すること。

イ 防護用ポール

車両が接触して充電器を損傷させないように、U字型防護用ポールを立てること。

ウ 案内表示

充電器があることがわかる看板及び路面表示を設置すること。

エ プレート表示

充電器設置基礎部に以下の文字が入ったプレートを設置すること。

「企業版ふるさと納税 令和6年〇月〇日 株式会社ダイセキ 寄贈」

6. 検査

- (1) 検査は、完成検査を行う。
- (2) 完成検査として、町が実施する総合的な検査を行い、その結果不具合と認められた箇所については、直ちに修正又は取替えの上、再検査を受けるものとする。

7. 技術指導

受託者は、町または別に指定する者に対し、必要な技術指導を行うこと。

8. 保証等

保守管理に応じる体制を整えるとともに、障害発生時には速やかに対応すること。故意又は重過失によるものを除き、設置後 1 年間は保証期間とする。ただし、自然災害その他不可抗力に起因するものについては、この限りでない。なお、保証期間経過後であっても、隠れた瑕疵を発見した場合には、無償で修理もしくは現品の交換を行うこと。

保証期間後の取扱については、設置者と別途協議の上、決定するものとする。

9. 納入期限

令和 6 年 5 月 31 日（金）

（具体的な納品/搬入日、調整方法は後日協議の上決定する。）

10. 問合せ先

播磨町住民協働部産業環境課 担当：照喜名、佐伯

TEL：079-435-2721

FAX：079-435-1169

11. 一般事項

- (1) 物品の設置にあたっては安全、保安、設置施設の機能上の問題を生じないよう作業を行うこと。また、耐候性、防火に配慮した材料を使用すること。
- (2) 本仕様書は、概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても機能上必要なものは含まれるものとする。
- (3) 充電器を設置する際の基礎工事、電源ケーブルの配線工事については、現地状況（ユーザー導線、周囲の建築物などの設置）を考慮して決定すること。
- (4) 緊急連絡体制が確立されていること。

12. その他

- (1) 質問については質疑書によるものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、町と協議し、その決定に従うこと。
- (3) 工事の施工前にあらかじめ施工計画、工事工程表を作成し、委託元の承認を得て着手すること。
- (4) 工事の施工にあたっては、十分な保全区域を設けて、工事関係者及び通行人等の安全確保すること。